# 安中市庁舎に関わる提言書 

## （案）

## 令和 2 （2020）年 月

## 安中市庁舎に関わる市民懇談会

－青字部分は，議事録に振られた番号。特に，委員のどのようなご発言が反映されているか を表すものです。

## はじめに

安中市庁舎に関わる市民懇談会は，学識経験者•市内各団体の被推薦者•公募市民からな る18名の委員の構成のもと，現在の市庁舎の現状•課題を踏まえそのあり方を検討するた めに，市長から委嘱を受けて令和 2 （2020）年 6 月に発足いたしました。
安中市も他市の例にもれず，少子高龄化が進行し人口減少社会に突入していて，財政的に も厳しい状況にあります。一方で，地震•水害等の自然災害や新型コロナウイルスなどの想定外の事態に対応することも求められています。

このような状況の中で，本懇談会は，市民生活者や庁舎を使用する方々の目線に立ちなが ら現在の市庁舎の抱える問題点を洗い出し，庁舎整備の検討の必要性を踏まえ，「今後の庁舎のあり方をどのように考えていくか」「どのような機能が庁舎には必要か」等について活発な議論をしてまいりました。

この提言書は，本懇談会が検討を重ねた結果，安中市庁舎の今後のあり方や一定の方向性 を示したもので，今後，市において策定されていく基本構想•基本計画等に活かしていただ きたい事柄をまとめたものです。本懇談会の意見を十分にお汲み取りいただきますよう委員一同願っております。

令和 2 （2020）年 月
安中市庁舎に関わる市民懇談会会長 小竹裕人

## もくじ

1．安中市庁舎に関する現状と課題 ..... P
2．庁舎整備の方向性 ..... P 5
3．庁舎に求める機能•役割 ..... P 7
4．庁舎整備の立地 ..... P 10
資料 I 安中市庁舎に関わる市民懇談会委員名簿 ..... PII
資料2 安中市庁舎に関わる市民懇談会の開催状況•••PI2

## I．安中市庁舎に関する現状と課題

## （I）老朽化による耐震強度不足

－安中市の本庁舎は，（1）旧庁舎，（2）中庁舎，（3）保健センター，（4）西庁舎，（5）新庁舎の主に5 つの建物で構成されている。旧庁舎は昭和 34 （1959）年に建築され 60 年以上経過し，中庁舎は昭和44（1969）年に建築され50年以上経過した。また，西庁舎は昭和 39（1964）年に建築された建物で，この 3 棟は特に老朽化が進んでいる。なお，保健センターは昭和 61（1986）年，新庁舎は平成 I3（2001）年に建築されている。

## 【現庁舎の概況】

|  |  | 本庁 |  |  |  |  | 松井田庁舍 | 谷津庁舍 | クリーンセンター <br> 管理棟 | 消費生活センター |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （1）旧庁舎 | （2）中庁舎 | （3）保健せンター | （4）西庁舎 | （5）新庁舎 |  |  |  |  |
| 竣工 |  | 昭和34年 （1959年） | 昭和44年 <br> （1969年） | 昭和61年 (1986年) | 昭和 39 年 (1964年) | $\begin{aligned} & \text { 平成13年 } \\ & \text { (2001年) } \end{aligned}$ | 平成4年 （1992年） | 昭和59年 <br> （1984年） | 平成10年 <br> （1998年） | $\begin{aligned} & \text { 平成 } 23 \text { 年 } \\ & \text { (2011年) } \end{aligned}$ |
| 階数 |  | 3 階．PHI | 3 階 | 3 階 | 2 階 | 3 階 | 2 階 | 3 階 | 2階 | 2 階 |
| 延床面積（ $\mathrm{m}^{2}$ ） |  | 2，537 | 1，073 | 918 | 537 | 2，410 | 5，657 | 1，511 | 758 | 227 |
| 建築面積（ $\mathrm{m}^{2}$ ） |  | 762 | 370 | 303 | － | 1，228 | 1，955 | 690 | 465 | 138 |
| ＊実職員数 |  | 105 | 66 | 22 | 0 | 127 | 131 | 43 | 8 | 3 |
| $\begin{aligned} & \text { 部署 } \\ & \text { 配置 } \end{aligned}$ | 地下 | 書庫 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 1階 | 福祉課 <br> 子ども課 <br> 市民生活課 <br> 建築住宅課 <br> 防災無線室 | 土木課 <br> 都市整備課農業委員会 | 保健指導室 | 磯部土地改良区 | 市民課 <br> 国保年金課税務課収納課会計課 | 総務管理課住民福祉課農林課観光課地域創造課 | 上水道事務課上水道工務課下水道課 | 環境政策課 \|クリーンセ |ンター | 消費生活 センター |
|  | 2階 | 秘書課 <br> 行政課 <br> 危機管理課 <br> 市長室 <br> 副市長室 | 企画課財政課 | 健康づくり課栄養指導室 | 保護司会事務室 | 介護高齢課監査委員事務局会議室相談室応接室 | 教育委員会会議室 | 会議室 | 会議室 | 消費生活 センター |
|  | 3階 | 議会事務局議長室議場議員会派室 | 議員会派室会議室 | 会議室職員組合室 |  | 議会委員会室 |  |  |  |  |
| 備考 |  | Is値：0．14，耐震性能ラン ク： 0 | Is値：0．34，耐震性能ラン ク：C |  | 保護司会，土地改良区の事務室，市役所物品の物置と して使用 |  |  |  |  |  |

＊実職員数には正規職員のほか特別職，会計年度任用職員（産休育休代替職員を除く。）の数を含む（令和2（2020）年7月 1 日現在）。なお，安中市定員適正化計画では，平成31（2019）年から令和6（2024）年の間で定数内職員及び代替職員数の合計で 8 人削減（ 649 人 $\rightarrow 641$ 人）を目標としている。
－旧庁舎および中庁舎は旧耐震基準の建築物であることから，耐震改修促進法に基づき，平成 18（2006）年度及び平成 19 （2007）年度に耐震診断を実施した。その結果，外部機関の検査および群馬県建設技術センターの精査によると，まず国の基準である耐震性能を示す Is 値（ 0.7 が目標値。Is値が小さいほど耐震性が低いことを意味する）が，旧庁舎は 0.14 ，中庁舎は 0.34 との診断を受けている。

また，耐震性能ランクでは旧庁舎はDランクで「本建築物の耐震性能は非常に低く大規模な改修が必要」とされ，中庁舎はCランクで「本建築物の耐震性は低く補強が必要」と診断された。なにかしらの対策をしないと大規模地震が発生した場合には，耐震強度の不足から建物の倒壊または一部崩壊が懸念され，大きな被害を受ける可能性が高いと予想 されている。
－耐震強度不足は地震時の庁舎内の安全確保の問題のみならず，市民の電子的記録にも影響 を与える可能性がある。市役所で取り扱う多くの情報は老朽した庁舎にあるサーバーに保存されており，サーバーが停止すると行政サービスの提供に支障をきたす危険性もあ る。
－市庁舎は被災時には司令塔として機能するべきであるが，肝心の庁舎が倒壊すればその機能は果たせず，被災後の市民生活の復興や国からの支援策への対応にも遅れが生じる可能性もある。

## 【安中市役所本庁舎図】



## （2）市民利用の目線の必要性

－建物の空間的ゆとりはほとんどない。特に旧庁舎では，待合スペースがないため申請時に市民が集中すると，廊下にまで人があふれ通行することができなくなる。車椅子の方や体 の不自由な方には大変きびしい環境と言える。また，ハード面の改善と同時に，各申請の電子化をさらに促進させるといったソフト面の改善も必要であり，そのためには情報セ キュリティを確保しつつ，簡易に申請ができて必要書類が受け取れる仕組みを求める声 もある。
－駐車場と市民利用の多い窓口との位置関係が整頓されておらず，わかりやすい，動線がか ぶらない，利用しやすい位置に再配置する必要がある。また，プライバシーや新しい生活様式に配慮した窓ロや相談スペース・会議室等が不足している。
－市民の個人情報や行政文書は庁舎内の執務スペースに保管されている。現在の庁舎はセキ ユリティの概念が低い時代に建設されたものであるため，情報資産の保護への早急な対策が必要とされる。

## （3）庁舎整備の財源

－庁舎整備の財源は，（1）基金（庁舎建設基金（令和元（2019）年度末現在：約4億），地域振興基金（令和元（2019）年度末現在：約7億）等），（2）起債（＊合併特例債（令和元（2019）年度末現在：約 38 億），＊一般事業債等），（3）市税等で賄うことが考えられる。
＊合併特例債：合併した市町村が合併後のまちづくりのための事業に活用できるもので，対象事業費の 95\％まで借入れ ができ，返済した元金と利子の $70 \%$ を地方交付税の計算に含めることができる。合併した市町村の一体性の確立や均衡ある発展に資するための公共的施設の整備等に活用できる事業が対象事業。合併特例債を活用するためには令和 7年度中までの整備完了が条件。
＊一般事業債：対象事業費の $75 \%$ まで借入れができる。ただし，合併特例債のような国からの特別の財政措置はない。

## （4）整備候補地の環境

－建て替えることを仮定した場合，その立地については，（1）現在地での建替え，②旧安中高校跡地，（3）その他の場所が候補となっている。旧安中高校跡地は，現在地の約 1.4 倍の敷地面積を有している。

なお，（1）（2）の近くには，＊西毛広域幹線道路が整備される予定であり，富岡や前橋への アクセスが向上し，交通量が変化すると予想されている。

[^0]
## 【整備候補地の条件】

$\left.\begin{array}{|l|c|c|c|}\hline \text { 候補地等 } & \text {（1）現在地 } & \text {（2）旧安中高校跡地 }\end{array} \quad \begin{array}{c}\text {（3）その他 } \\ \text {（現在地の一部も）}\end{array}\right]$

## 【西毛広域幹線道路図】



## 2．庁舎整備の方向性

## （I）将来の財政負担軽減を考慮した建替えの必要性

－現在の旧庁舎および中庁舎は，耐震診断の結果によれば，大地震が来たときには機能しな くなる可能性が高く，市民•職員の命を守ることはもちろん，被災時の司令塔としての機能や被災後の復興の迅速性を担保するためにも建替えることが望ましい。また，市役所の設備や部署配置は，60 年以上前の社会情勢に基づいて考えられており，効率的な部署配置にするためにも建替えが必要であると思われる。
【第 1 回（4）（5）他多数】
－他自治体の庁舎整備の建設費と安中市の財源を考慮すると，余裕をもって支出できるほど の状況ではないと言える。そのため，現庁舎の各種課題が解決され，後に示す機能•役割 が達成される前提で，将来の財政負担が削減されるものにしなくてはならない。合併特例債が活用できることは好機であるが，そのうちの3割は返済する必要があることを忘れ ず，コスト意識を持つことが必要である。

できる限りシンプルな建築物にすることで，結果的に建設費も抑えられると思われる が，許容される建設費の範囲内では，安中市の木材等を活用する等，居心地の良い雰囲気 づくりを行ってほしい。
【第2回（1）（2）（10）（11）第3回（14）】

## （2）「行政サービス窓ロの分散維持」と「司令塔としてのスタッフ機能集約化」

－本庁舎における＊スタッフ機能は，行政の効率化を図るためにも集約の必要性が高いと考 えられるが，市民の利便性を考慮し，行政サービス窓口は松井田庁舎等に残すべきである。加えて，松井田庁舎等と本庁舎間で，WEB会議サービス等を活用して，相談•打合せが できるようにし，デジタル化によって現状以上に利便性を向上させることも検討するべ きである。

特に松井田庁舎•谷津庁舎は，まだ活用できる建築物であるので，スタッフ機能だけは移転しても，その後の使い道を有意義なものにしてほしい。例えば，災害対応拠点は本庁舎とするものの，バックアップ機能を備えることも重要で，リスクを分散しておくという視点も考慮すべきである。
＊スタッフ機能：市民に提供する各種行政サービス等に関する企画立案や意思決定，各種行政サービス等提供のためのサ ポートなどを行う職員，機能をいう。

【第 2 回（9）（10）（12）（16）第3回（6）（8）（9）（12）（13）（15）】

## （3）社会状況の変化に対して柔軟にスペースの対応ができるエ夫

－庁舎面積については，総務省基準による算出（事務室については一般職員 1 人あたり 4.5 $\mathrm{m}^{2}$ ）や，国土交通省基準による算出（事務室については一般職員 1 人あたり $4.0 \mathrm{~m}^{2}$ ）等の考え方がある。市民利用の観点もさることながら，常時勤務する市役所職員にとって効率的に作業を行う環境を整備する視点も必要であり，職員数に応じた適正規模である必要 がある。

【第 \｜回（2）】
－職員数については，安中市では定員適正化計画を策定し，平成 31 （2019）年度から令和 6 （2024）年度での定員削減目標を掲げている。それ以降も安中市では人口減少が進むこと やデジタル化に伴う少ない職員数での行政サービス提供の可能性がある。一方で，市内に は多くの行政施設•関係団体•経済団体施設があり，これらの施設の老朽化も進んでいく中で，本庁舎に吸収していくことで中長期的なコスト削減に繋がるとも考えられる。この ようなことから，市内外の社会状況の変化に対して柔軟に対応できるよう，庁舎設備のエ夫が求められる。
【第1回（3）第2回（9）第3回（7）（15）】

## （4）誰もが使いやすい・わかりやすい庁舎

－ユニバーサルデザインの導入を前提として，市民が利用する動線においては，わかりやす く，特に高齢者にとって負担にならないよう，各種手続きがコンパクトなエリアの中で完結する庁舎を求める。バリアフリー法に基づく設備はもちろんであるが，車の来訪者（使 いやすい駐車場），バスの来訪者（庁舎整備を機会に地域公共交通ネットワーク再整備の検討），徒歩の来訪者等，様々な来訪手段の市民にとって使いやすくするような庁舎でな くてはならない。

また，市民はもとより，市職員の滞在時間が長いため，市職員が必要と考える機能は，行政の効率化や意識向上の観点からその目的•想定される効果を示した上で，整備される ことが望ましい。
【第1回（1）第2回（3）（4）（7）（8）第3回（16】】

## 3．庁舎に求める機能•役割

## （1）災害対応拠点として「市民の命を守る庁舎」

－地球環境が大きく変動する中で，水害•地震等の自然災害や新型コロナウイルス等の感染症，あらゆる災害•緊急事態に対応できる庁舎が必要不可欠である。「市民の命をどう守 るか」を考える上で，拠点となる庁舎があることで，市民の安心にもつながる。
【第2回（2）（8）（5）】
－災害時の本庁舎は，情報集約（被災状況や援助が必要な箇所の把握等）と情報発信（市民 への正しい情報の提供等）の司令塔でなくてはならない。また，被災時は段階的に必要な機能が変わっていくことを踏まえ，一次的には避難所機能（屋上ヘリポート，災害時トイ し，備蓄倉庫等も含め），二次的にはボランティアセンター機能，三次的には仮設住宅等 の中長期の災害支援機能（一般的に仮設住宅の土地確保に時間を要する）というように対応できるよう整備するべきである。

なお，後述する交流広場（イベントスペース）が緊急時には仮設テントや相当数の仮設住宅を建てられる場所とする，通常時はソファのものがベッドになる等，災害時に柔軟に機能を変化させるものがよい。

## 【第2回（1）（6）（11（6）第 3 回（1）（2）（3）（6）（9）（11（12）（1）（16）（17）

－再生可能エネルギーを導入することで，環境への配慮と合わせて災害対応に強い（自家発電可能）庁舎であることが望ましく，災害対応拠点として機能不全になることは避けなく てはならない。

また，屋上緑化や自然光•自然の風の入り方の工夫，断熱村の活用等で，環境面を考慮 し（電力消費の抑制），かつ感染症対策として換気のしやすい庁舎にすることも必要であ る。

【第2回（16）第3回（4）（6）（7）（8）（1）】

## （2）間仕切りのないオープンフロアオフィスによる職員数変動•組織改編等への柔軟な対

応－職員数変動や組織改編，市内のあらゆる公共施設の再編等，今後の社会状況によって本庁舎に求められるスペースは変動していくと思われるので，新庁舎の多くは間仕切りで区切る部屋で構成されるのではなく，遠くまで見渡せる「オープンフロアオフィス」が望ま しい。なお，間仕切りが必要な場合は可動式の間仕切りにする等の工夫を行えばよい。オ ープンフロアオフィスであれば，3階建て程度のシンプルな構造で，開放的な空間にする ことで，感染症対策にもなり災害対応拠点にもなりうる。

また，議場については，若い方にも傍聴していただけるように，議場の雰囲気が明るく開放的で，気軽に足を運べるような設計としてほしい。
【第3回（3）（4）（9）（12（13）（16）】】

## （3）多世代交流が生まれる交流広場・スペースづくり

－市民にとって手続きをするためだけの庁舎だけではなく，あらゆる世代があらゆる目的を もって集う庁舎にするベく，交流広場（イベントスペース）•屋根付きのステージ・遊具施設・フリースペース（フリ－Wi－Fi を配備）等の機能を充実してほしい。ただし，「あん なかスマイルパーク」との役割分担をしっかりと行い，かつ庁舎の交流広場は，緊急時に災害対応拠点として機能することを重視するべきである。
【第 2 回（6）（7）（10）第3回（1）（2）（5）（15）】
－交流広場（イベントスペース）等においては，子ども・学生•市民の部活動やサークルの発表会としての使用，フリーマーケット・ビアガーデン・ライブ等のイベント使用，多様 な交流イベント（移住者の受け入れ促進策としても）等が実施できるような場所としたい。
【第2回（4）5（6）（7）（10）第3回（1）（4）（11（6）】

## （4）「広い駐車場」から「利便性の高い窓口」までわかりやすい動線と配置（行政サービ

 スの電子化•利便性向上の同時実施）－「あらゆる交通手段で来てもわかりやすい動線」と「窓口•部署•会議室・トイレ等がど こにあるかがわかりやすい配置•案内の充実化（外国語対応）」のもとに，スムーズに手続きができる窓口としてほしい。特に，廊下や窓口は窮屈な部分もあり，ゆったりとした スペースを確保したい。また，窓口においては，感染症対策やプライバシ一保護としての パーティション設置やカウンター以外の個別相談スペースを検討してほしい。

なお，庁舎整備の際には，（1）各種証明書の発行などの電子化（スマートフォンで必要書類の事前予約等）や（2）窓口の利便性向上（休日•夜間対応，対応箇所の拡大（ただし，コ ンビニ交付は市負担コストが発生するためニーズとのバランスを考慮））を実施してほし い。
【第 2 回（4）（5）（16）第 3 回（1）（2）（5）（6）（7）（10（11（1）（17）】
－駐車場は，災害時に緊急車両で多くのスペースが埋まることもあり得るので，緊急時を見据えた広さを求めたい。また，高齢者のことを考慮して I 台ごとの駐車スペースを広めに確保することも検討してほしい。
【第 3 回（3）（4）（5）】

- 市民が気軽に集うことができるようカフェ，飲食店（食堂），物販店（道の駅等のような地元農産物等の販売），ギャラリー（市民作品の展示，市内産業の紹介）等のスペースを確保してほしい。職員の方が使いたくなるような店舗は，結果的に市民が行きたくなる店舗となると思われる。また，交流広場（イベントスペース）との相乗効果も高いと思われ るし，わざわざバスやタクシーで来庁する方にとってみれば，市役所利用に合わせて他の用事が済めば利便性は高い。

なお，テナント誘致は，やみくもではなく，マーケティング（賃貸料想定•利用者想定•収支想定）を鑑みたプランニングを踏まえて行っていく必要がある。加えて，商業的利益 のみならず 24 時間コンビ二を入れることによる保安効果等のメリットも勘案する必要が ある。
【第2回（4）（7）（13）第3回（4）（9）（10（12）（16）】
（6）中間支援組織による「まちづくりの拠点としての場づくり」と「民間による維持管理」
－市役所はまちのランドマークであり，まちづくりの発展の起点でもある。本懇談会では庁舎そのものの議論を中心としたが，「どのようなまちづくりが必要で，その拠点としてど のように庁舎があるべきか」という視点をもって整備してほしい。
【第2回（12）（13）【
－まちづくりには，その担い手を支援することが特に重要であり，そのためには，市内のボ ランティア団体やN P O 等の中間支援組織の活動ができる場づくり，団体同士の連携を強めるための市のバックアップが必要である。例えば，高齢者のふれあいの場は市内で増 えておらず，その受け皿として期待したい。

また，庁舎における設備面の維持管理やイベントの運営管理は，その管理を市内団体の活動の一つとして取り組んでいただきたい。そのために，設備面でもその都度指定業者に依頼するのではなく市民•職員で維持管理ができるような設計とし，ライフサイクルコス トの低減を図るべきである。
【第2回（16）第3回（3）（6（12）（4）】

4．庁舎整備の立地

安中市庁舎に関わる市民懇談会委員名簿
（敬称略）


○会長，○副会長

安中市庁舎に関わる市民㤰談会の開催状況

| 開催回 | 日時 | 場所 | 議論テーマ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 令和2年6月23日（火） <br> 午後 6 時 30 分から <br> 午後9時6分まで | 安中市役所本庁舎 <br> 3階 委員会室 | 現庁舎の現状と課題の把握 （庁舎内覧を含む。） |
| 第2回 | 令和 2 年7月29日（水）午後6時30分から午後 8 時 22 分まで | 安中市役所本庁舎 <br> 3階 委員会室 | 市役所庁舎の機能•役割に何を求めるか |
| 第3回 | 令和 2 年 8 月 25 日（火） <br> 午後 6 時 29 分から <br> 午後 8 時 30 分まで | 安中市役所本庁舎 3 階 <br> 第 305 会議室 | 市役所庁舎の機能に何を求 めるか |
| 第4回 |  |  |  |
| 第5回 |  |  |  |


[^0]:    ＊西毛広域幹線道路：事業期間は平成 28（2016）年度から令和 9 （2027）年度まで。交通量が5，039台／日（平成27（2015）年 の交通量）が 8,800 台／日（令和 12 （2030）年）に増加すると予想されている（群馬県県土整備部作成 よくわかる公共事業「令和 2 年度西毛広域幹線道路（安中富岡工区）バイパス整備事業」より）。

